

中小サプライヤー育成事業業務委託仕様書

1 業務名

中小サプライヤー育成事業業務

2 委託事業の目的

需要回復期における世界的なサプライチェーンの見直しに伴う選別に際し、ふるい落とされないために、最新技術動向に関する勉強会や一貫生産に既に取り組んでいる企業の視察を実施することで、中小サプライヤーの競争力強化を図る。

3 委託業務の内容

(1) 全体業務

ア 受講者募集・受付、受講通知等の作成及び送付

(ア) 対象

愛知県内に本社機能若しくは航空機産業に関する製造、設計、開発、営業等の拠点を有し、航空機分野で取引拡大を目指す企業で、以下に当てはまる者

- ・中小企業の経営者及び幹部候補
- ・航空機分野で企業間連携による事業の担当者

(イ) 受講者募集・受付

受講者の募集、受付を行う。

(ウ) 受講通知等の作成及び送付

受講者への各種通知を作成し、送付する。

イ 全体スケジュールの作成

事業実施に際しては、全体スケジュールを作成し、スケジュールに沿って事業を実施すること。なお、スケジュールを変更する事象が発生した場合には、都度コンソーシアムと調整を行い、滞りなく事業を実施できるよう努めること。

ウ アンケートの実施

アンケートを実施。内容、回数等については要調整。

エ 守秘義務等

参加企業に対し、守秘義務に係る契約締結、もしくは誓約書提出等の守秘義務に係る必要な措置を講じることができる。

(2) 講座開催

ア 講座内容

受講者が航空機産業をとりまく環境を理解し、適切な事業モデルを検討するため、以下の内容を満たす6回以上（1回あたり4時間程度）の連続講座を実施。

なお、受講者はすべての回に参加することを基本とするが、受講者の都合に合わせて、出席回を選択できることとする。

- ・ 航空機産業の動向
- ・ 最新技術（金属部品、複合材、組立等）の動向
- ・ その他航空機産業で要求される知見の提供

イ 講座形態

会場での集合研修として実施し、グループディスカッションを含む。

ただし、新型コロナウイルス感染症等の感染状況によってはコンソーシアムの了解を得たうえで、オンラインのみ又はオンライン併用での開催も可とする。

ウ 受講者数

グループディスカッションを実施しない回は 50 名程度、グループディスカッションを実施する回は、1 グループ 6 名程度の 4 グループを想定し、24 名程度とする。

エ 講座資料

講座で使用する資料を作成し、必要な部数を印刷し、準備する。グループディスカッションに必要な機材も準備する。

オ 会場の手配

講座を開催する会場を手配する。

(3) 一貫生産体制に取り組むサプライヤー視察

ア 実施内容

一貫生産体制を構築している海外の国際的なサプライヤーの視察を実施する。参加者の現地までの渡航費用及び宿泊費は参加者負担とするが、現地で参加者が視察先に移動する交通手段の手配と費用負担を行う。

ただし、海外企業への視察が困難な場合は協議の上、代替となる国内企業への視察等を実施すること。

なお、内容については受講対象者のニーズを十分に反映させる。

また、視察終了後、結果の共有を行う報告会（1回4時間程度）を別途開催する。

イ 視察先

航空機部品の一貫生産体制を構築している企業 1 社以上

渡航日を含め 3 日程度とする。

ウ 実施時期

参加者と調整し、決定する。

エ 参加者数

(2) で示す勉強会の受講者のうち、希望者とするが、最少催行人数を 3 社 3 名とする。最少催行人数を満たさない場合は、参加希望者のニーズに沿った代替となる国内企業視察を実施する。

4 委託期間

契約締結日から 2025 年 3 月 31 日（月）まで

5 完了報告書の提出

受託者は、委託業務が完了したときは、委託者に対して、遅滞なく、業務の実施内容を記載した委託業務完了報告書、講座及び演習に使用した資料、実施済みのアンケート用紙及びアンケート分析結果を紙 2 部及び電子データを提出することとする。なお、講師がテキスト・資料の提出を承諾しない場合はこの限りではない。

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、関係する諸法規及び条例等を熟知の上、業務遂行に当たるものとする。
- (2) 受託者は、業務の遂行過程において、委託者との十分な調整の下に業務を遂行するものとする。
- (3) 本事業の受託者は事業完了後 5 年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類をコンソーシアムの求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。また、本事業に係る現地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (4) 業務内容の変更が必要な場合は、委託者、受託者が協議の上、別に決定するものとする。
- (5) 委託者の求めに応じて、受託者は、業務の進捗状況に関する情報を提供するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者が協議して決定するものとする。